

平成21年度教育研究委員会報告書

学士課程教育の質向上と接続の改善

高校と社会との円滑な接続を通して目指す学士課程教育の充実



平成22(2010)年3月

社団法人日本私立大学連盟
教育研究委員会

刊行にあたって

日本私立大学連盟教育研究委員会では、平成 14（2002）年度に教育研究分科会を設置して以来、毎年、私立大学の立場から、わが国の高等教育全体の改革に資することを目的として、報告書を発表してきた。入試改革、教育改革、効果的な研究体制の構築、大学院改革等のさまざまな問題を扱ってきたが、報告書の主題は、主として各大学が自助努力で、あるいは大学間の協力で解決できるものがほとんどであった。

しかし、平成 20（2008）年 4 月に施行された改正大学設置基準において、大学の学部学科ごとに人材養成・教育研究上の目的を学則等に定め、公表すること、言い換えればディプロマ・ポリシーの確立と公表が義務化されたことは、これまで以上に大学の社会的責務を強調することになり、大学の入口と出口という 2 つの面で、大学外の社会との接続問題がクローズアップされた。

大学への入口、すなわち高等学校との接続については、早期化し、行き過ぎた AO 入試や推薦入試など学力考査を主体としない学生募集が、中央教育審議会答申等で問題視されてきた。その解決を図ろうとして、入学試験の形態に拘わらず、大学入学希望者の学力を的確に把握できる「高大接続テスト」（仮称）の設計・実施に向けての事業が始まり、これに伴い、初等中等教育の質保証の議論が進みつつある。いずれにせよ、わが国全体にわたって進行してきた高校生の学力と学習意欲の低下は、確実に大学教育を困難にしているという現実は、できるだけ早く解決しなければならない。

一方、大学からの出口、すなわち就職および就職活動は、大学教育により深刻な問題を投げかけている。本文中で述べるように、日本経済団体連合会や経済同友会は、近年、大学卒業生の質保証を求めて、大学のディプロマ・ポリシーの確立とその確実な実行を強く要求してきているが、個々の企業は、採用活動の早期開始と長期継続を止めようとはせず、大学教育をかえって阻害しているという状況がある。

このような状況にあって、大学教育の改革ないし改善は、上記の接続問題を離れてはもはやなしえないというのが実情である。大学は、今、明確なディプロマ・ポリシーを確立し、それを基に、入口・出口双方の接続先と、必要な局面では国の調整を求めつつ、協議し、本来ありうるべき接続関係を構築する努力を行う必要が生じてきている。社会に貢献しうる大学教育の構築は、大学だけで行えることではなく、社会全体で考えるべきことなのである。

本報告は、これまでの報告書同様、私立大学としての立場を基軸としている。しかし、私立大学がその存在意義を示すためには、わが国全体の教育体系ならびに社会制度を健全なものとしなければならないことは明らかであり、本報告は、むしろわが国全体の問題に言及することとなっている。

本報告の議論が、国公私立すべての大学、あらゆる初等中等教育機関、そして企業・経済界をはじめとする社会全体を糾合して、わが国の教育改革を抜本的に進める端緒となることを期待するものである。

平成 22 年 3 月

教育研究委員会

担当理事 石澤良昭

委員長 松本亮三

目 次

刊行にあたって

第1章 学士課程教育の質向上と「3つの方針（ポリシー）」…………… 1

- 1．中央教育審議会答申と大学設置基準の改正
- 2．日本私立大学連盟と日本私立大学団体連合会の動き
- 3．学士課程教育改革の意味

第2章 私立大学の危機とその解決…………… 4

- 1．ディプロマ・ポリシーに関する私立大学と国立大学の動き
- 2．私立大学の危機を乗り越える

第3章 ディプロマ・ポリシーを実現するための接続の改善…………… 6

- 1．問題の所在
- 2．高等学校との接続の改善
- 3．社会との接続の改善

第4章 まとめ……………10

教育研究委員会委員名簿

社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧

第1章 学士課程教育の質向上と「3つの方針（ポリシー）」

1. 中央教育審議会答申と大学設置基準の改正

平成17(2005)年、中央教育審議会の「我が国の高等教育の将来像(答申)」は、以下のような指摘を行った。「どのような学生を受け入れて、どのような教育を行い、どのような人材として社会に送り出すかは、その高等教育機関の個性・特色の根幹をなすものである。各機関は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、入学志願者や社会に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していく必要がある。また、大学は国内外の環境の変化や激しい競争にさらされることから、このような努力を通じて、次の世代を担う者に対し、各人が学んでおくべき内容を示すという機能を果たすことも期待される。入学者受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)についても、各高等教育機関が(必要に応じて分野ごとに)明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる」(第2章3(3))。また、早急に取り組むべき施策として、「大学・短期大学への進学率が約50%に達し、高等専門学校や専門学校を加えた進学率が約75%に達している状況を踏まえ、各高等教育機関の個性・特色の明確化を通じた機能別分化を促進すべきである。特に、各機関ごとのアドミッション・ポリシー(入学者選抜の改善)カリキュラム・ポリシー(教育課程の改善)ディプロマ・ポリシー(「出口管理」の強化)の明確化を支援する必要がある」とも述べている(第5章2(1))。

この、いわゆる「3つの方針(ポリシー)」のうち、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについては、平成20(2008)年4月に施行された改正大学設置基準において法制化された。すなわち、文部科学省は、「第二条の二 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする」として、ディプロマ・ポリシーの確立と明示を求め、また、「第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする」として、カリキュラム・ポリシーの確立、教育課程の改善を求めている。これとともに、「第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」と規定することで、カリキュラム・ポリシーの確実な実行のために、FDの実施を求めた。

改正大学設置基準はアドミッション・ポリシーには言及しなかった。しかし、平成2年(1990)年の慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスでの実施を嚆矢とするAO入試は、一部で学力不問入試との批判を受けながらも急速に拡大し、どのような入学生を求めるのかという大学の姿勢を表明する必要から、各大学で、とりわけAO入試に限定してであったが、アドミッション・ポリシーを公表することが進んでいった。

平成20(2008)年12月に発表された中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて(答申)」では、「学士課程教育の充実のための具体的取り組みとして、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の三点」を改善すべきであるとして、将来像答申を踏襲・発展させ

る見解を示した。これら、一般に言われる「3つの方針」とは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに対応しており、学士課程教育と教育の質保証という総合的観点から、大学団体や個々の大学で盛んに議論されるようになり、現在に至っている。

2．日本私立大学連盟と日本私立大学団体連合会の動き

私立大学関係者が特に注意すべきは、このような高等教育の抜本的改革は、本教育研究委員会が平成16(2004)年3月に「日本の高等教育の再構築に向けて」：16の提言「大学生の質の保証 入学から卒業まで」において、特に大学卒業生の質を保証することを要として教育課程や入試の改善を行うことに言及しながら、すでに提言してきた、という事実である。この報告では、ポリシーや方針という特殊な用語は使われず、「大学卒業生の質の保証(卒業資格認定の厳格化)」を目的として、「学部教育のあり方の転換(基礎的教育の場としての学部の再構築)」（特に大学初期教育課程の再編成、達成度評価と各学問分野のミニマム・リクワイアメントの確立を重視）と「入試改革(入試の厳正化・早期入学決定の是正)を説いたものであったが、それらは、まさに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに対応するものであった。

その後も、本教育研究委員会は、「初年時教育の組織的展開に向けて」(平成19〔2007〕年)、「私立大学入学生の学力保障—大学入試の課題と提言—」(平成20〔2008〕年)などで同様の意識喚起を図ってきたが、残念ながら、連盟の加盟大学はもとより、私立大学全体が協同して教育改革を行うという機運は生まれなかった。

しかし、1つの転機が訪れた。平成20(2008)年3月に中央教育審議会の審議経過報告が出た時期に、連盟は「大学教育の『質の保証』プロジェクト」を発足させ、理事校を中心とする36大学226学部に対して「学士課程教育の『質の保証』に関わるアンケート」を実施し、その後、日本私立大学連盟(以下、「連盟」という。)、日本私立大学協会、日本私立大学振興協会から構成される、日本私立大学団体連合会(以下、「連合会」という。)で「質保証の共同作業部会」が設置され、加盟大学517校に対して、「学士課程教育の『質の向上』に関わるアンケート」が実施されることになった。この2つのアンケート調査は基本的に同じ構造をもっており、アンケート項目は以下の6つの「柱」から成り立っていた。()教育方針・目標、()入学者選抜と初年次教育、()教育内容・方法等、()学習成果の評価、()卒業の認定と学位の授与、()教育改革・教育の「質の保証」に関するシステムである。つまり、3つの方針とFD等に関する包括的な項目が立てられたのである。連合会は、平成21(2009)年に、アンケート調査結果と作業部会の検討結果をとりまとめ、『私立大学における教育の質向上～わが国を支える多様な人材育成のために』を上梓した。この報告書を出発点として、現在、連合会では高等教育改革委員会において、今後の私立大学の教育の質向上に資する諸施策を討議しており、今後の進展が待たれるところである。

3．学士課程教育改革の意味

言うまでもなく、現在の高等教育はグローバルな状況を見逃して語ることはできない。特に、ヨーロッパで、平成11(1999)年以来、BachelorとMasterの学位に対応した学修プロセスをヨーロッ

パ全域で互換可能なものにしようというボローニャ・プロセスが進展し、本年2010年には、それが、ヨーロッパ高等教育圏（European Higher Education Area）として実現しようとしていることはゆるがせにできないことである。日本の大学卒業生の質を、グローバルなマーケットで保証することが急務になってきたと言える。大学卒業生ならびに大学教育の質保証なくしては、世界における日本の大学の信用が失墜することとなるからである。また、大学全入時代における大学生の気質・傾向の変化に対応して高等教育を立て直すことが迫られており、大学がその教育理念と教育への取り組み全体を具体的に明示することが求められてきている。わが国独自の課題もこれと同じ線上で考え、その解決が図られなければならない。3つの方針（ポリシー）の確立が必要とされてきた意味はまさにここにあると言える。

【 3つの方針の基幹となるディプロマ・ポリシーの確立と明示】学士課程答申や「日本の高等教育の再構築に向けて」で示されているように、3つの方針の基幹となるのは、ディプロマ・ポリシーであり、社会に対して、どのような人材を輩出するかを明示することが、各大学に課せられた第1の課題である。ディプロマ・ポリシーは、大学全体で、例えば「現代社会の要請に応えうる人材を養成する」などという抽象的表現での人材育成目標を言うのではなく、各学問・教育分野に即して、自大学の各学部、あるいは各学科を卒業した学生はどのような知識や能力をもっており、どのようなことが出来るかを具体的に示したものとなるべきである。現在、大学の分野別質保証に関わるベンチマークの策定が日本学術会議で進められているが、ここで参考とされているイギリスのQAA（Quality Assurance Agency for Higher Education: 高等教育質保証機構）のベンチマークなどを参考にしつつ、国際標準を意識した形で、また、日本の社会（経済界）が納得する形で、ディプロマ・ポリシーを明示しなければならない。

【 カリキュラム・ポリシーの策定】ディプロマ・ポリシーの成否を保証するのがカリキュラム・ポリシーである。具体的目標に適合した教育体制を構築しなければならない。ディプロマ・ポリシーが実現できる学修課程や科目構造を構築して、カリキュラム・チェック・リスト（カリキュラム・マップ）などを用いて、それぞれの科目を不断に点検し再構築できるようにすること、修業年限が過ぎれば自動的に卒業できるような、これまでの体制を放棄し、成績評価を厳正にして、修得主義を貫徹することが必要となる。

【 アドミッション・ポリシーの策定】ディプロマ・ポリシーを定め、それに沿った教育（人材育成）カリキュラムを作ったとしても、入学者の質が保証されなければ、ディプロマ・ポリシーもカリキュラム・ポリシーも実現できないことは言うまでもない。アドミッション・ポリシーとして必要なことは、大学入学前に、どのような科目をどの程度学習していなければならないかについて明確に記すことであって、「本学建学の精神を理解していること」などの曖昧な条項はまったく意味をもたないことを忘れてはならない。例えば、アメリカ合衆国のアイオワ州立大学では、入学希望者に対して、ACTスコアや高校のGPAなどに関する条件のほか、高校で次のような科目を履修していることが必要であると明記している。

- (1) 英語（国語）：4年間の学習。作文、読解、会話とともに、文学作品の理解と鑑賞。
- (2) 理科(Science)：代数、幾何、上級代数のうち2科目の3年間の学習。
- (3) 社会(Social Studies)：教養学部と理学部は3年間、その他の学部は2年間の学習
- (4) 外国語：工学部、教養学部、理学部は1カ国語2年間の学習。その他の学部は要求しない。

わが国は、いわゆる大学全入時代を迎えたが、グローバルな世界において、国際的な基準に則って人材を輩出することが必要であり、ディプロマ・ポリシーのレベルを下げることはできない。ディプロマ・ポリシーの実現を図る上で、アドミッション・ポリシーの提示は必須であると考えなければならないのである。

第2章 私立大学の危機とその解決

1. ディプロマ・ポリシーに関する私立大学と国立大学の動き

先に述べた3つの方針（ポリシー）の核となるのはディプロマ・ポリシーである。これを公表することは、その大学への入学を考えている者にとっても、その大学から人材供給を仰ごうとする社会にとっても必要なことであり、その確立と公表は、まさに大学の社会的責務であると言える。しかし、私立大学のホームページ等を見ると、厳密な意味でのディプロマ・ポリシーを確立し、教育目的や方針などととも公開している大学は、決して多くはないというのが実情である。大学全体の建学の精神に言及した曖昧なものや、主として卒業単位数を記載したもの、厳正に成績評価をする旨記載しながら、その方法も、育成する人材像も明確でないものなどが散見する。平成11（1999）年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について 競争的環境の中で個性が輝く大学」以来、文部科学省や中央教育審議会は大学の個性化を進めようとしてきたが、私立大学各校は、果たして自大学の個性化という課題に真摯に対応してきたかどうか、問われなければならない。もちろん、私立大学は、それぞれ「建学の精神」をもっており、「建学の精神」に基づいて教育を進めてきたはずである。しかし、それをディプロマ・ポリシーのような具体的な形として社会に示す努力をしてきたのであろうか。私立大学は国立大学と違って「建学の精神があるから」と安閑とし、社会に対して、具体的な説明責任を怠ってきたのではないかとすら考えられる。

一方、平成15（2003）年の閣議決定に基づいて平成17（2005）年から国立大学法人となった国立大学は、文部科学省から「中期目標・中期計画」（第一次は平成16〔2004〕年度～平成21〔2009〕年度）の策定と提示を法人化以前から求められてきており、改革の動きは私立大学よりも早く進展してきたように見える。例えば、東京大学は、平成15（2003）年3月に、東京大学憲章を定めて、学術（教育研究）、組織、運営の3つの面で基本理念を示したが、国立大学法人化を機に、建学の精神をもたなかった国立各大学は、同じように、大学の理念や大学憲章を定め、その個性を明示してきた。各国立大学の大学憲章は、大学の理念と目標を表現したものであり、私立大学の建学の精神に相当するが、一般により具体的で明快なものとなっている。また、これと並んで、学部・学科ごとの具体的なディプロマ・ポリシーの確立と公開も進められてきた。

ディプロマ・ポリシーの確立・公開の先進的な例は山口大学に見られる。山口大学は、すでに平成18（2006）年4月に各学部・学科の教育目的を定め、学科ごとに「グラデュエーション・ポリシー」（ディプロマ・ポリシー）とそれに基づく「カリキュラム・マップ」を策定し、ホームページ上で公開している。たとえば、一例として経済学部経済学科を例にとれば、以下のような記述が見られる。

経済学部の教育目的

1. 「発見し、はぐくみ、かたちにする」を体現する人材を育成する。
2. 自ら問いを見だし、見出した問いを自らの中にはぐくんで解決の方策を探求したり、あるいは自ら進むべき道を模索したりすることのできる人材を育成する。
3. 探求や模索の結果得られた知見や考えを生かす能力を養い、世界や社会に貢献し得る実践的経済人を育成する。

経済学科の教育目的

1. 現実の経済社会現象は複雑であり、それが抱える様々な問題は多面的な因果関係をもっている。経済学の理論・政策・歴史・思想を体系的に学ぶことで、こうした経済現象を解明し、法則性を見出すことのできる人材を育成する。

経済学科のGraduation Policy

- A. ミクロ経済学、マクロ経済学、マルクス経済学の理論と計量的な分析を含む応用能力を身につけている。
- B. 経済政策、政府の財政活動、金融経済、地域経済の理論と現実的な問題の分析能力を身につけている。
- C. 労働経済や社会保障を含めた社会経済の現状と社会経済の歴史の変遷を理解し分析する能力を身につけている。

このように、山口大学経済学科では、きわめて具体的な3点が、学生が卒業時にもつべき能力として列挙されている。また、カリキュラム・マップでは、それぞれの授業科目の主題と到達目標を示した上で、それらの科目が、学生のどのような力を育むものであり、グラデュエーション・ポリシーの実現とどのような関わりをもっているのかが、表として綿密に示されている。最も特徴的、かつ重要な点は、グラデュエーション・ポリシーも各科目の到達目標も、学生が主語で述語が学生の行為動詞で記述されているところである。これは、イギリスのQAAの表記とも共通している。このような試みは、愛媛大学、新潟大学など他の国立大学にも波及し、多くの国立大学がディプロマ・ポリシーの明示への試みを行ってきているのが現状である。

2. 私立大学の危機を乗り越える

このような国立大学改革の進捗状況を見ると、すべてとは言わないにしても、私立大学の大学改革は総じて立ち遅れており、国立大学にリードされている状態にあるのではないかと危惧される。まさに私立大学の危機である。この危機を乗り越えるにあたって、現代において、私立大学がどのような役割を果たすことができるかを考えることが必要である。現代、すなわち高等教育へのユニバーサル・アクセスがまだ不完全ながらも達成されつつある時代において、わが国の一般的な若者の大多数の教育を引き受けているのが、私立大学であることを念頭に置かなければならない。わが国全体としては、エリート層の教育や研究者の養成も必要であるが、わが国を活力ある社会とするには、各界でそれを支える、分厚い健全な中堅層が養成されなければならない。高等教育へのユニバーサル・アクセスの達成が望まれるのは、まさにそのためであって、大部分の私立大学は、国民

一般に対して開かれた高等教育を提供することに、その立ち位置を定めるべきであろう。

このような視座を明確にしつつ、各大学の建学の精神を踏まえ、さらに国際標準を意識しつつ、具体的なディプロマ・ポリシーの提示を行い、社会に対して、各大学がもつ強み ことに中堅層を養成する場としての私立大学を前提とした各大学の個性 をアピールすることが必要であろう。逆に言えば、私立大学のディプロマ・ポリシーは、国立大学が行ってきたような、学問・教育分野の単なるベンチマークに徹するだけでよしとされるものではない。社会に対してどのような貢献が可能であるかを、教育しようとする学生の資質も勘案しつつ、明示することが必要となる。これに関しては、連盟等の大学団体を活用して、意見交換の場を設けることも重要であろうと思われる。

第3章 ディプロマ・ポリシーを実現するための接続の改善

1. 問題の所在

すでに述べたように、ディプロマ・ポリシーは各大学の教育目標を社会に対して示すこと、外部からの視点で言えば、その大学に入学すればどのように成長することが期待できるのか、その大学からはどのような人材を得ることが期待できるのかを具体的に知ることができる、という意味で重要であり、各大学はそれを、学部学科単位で明示することが必要であるとともに、これを実行しなければならぬ。万が一ディプロマ・ポリシーが画餅に帰してしまうことになれば、大学の生命は終わると考えなければならない。大学のカリキュラムはディプロマ・ポリシーを実現するためにある。それは時間的枠組みと階段をもって計画・実施されるものであり、どの大学でも、標準修業年限である4年間で基本的な時間枠として編成されている。しかし、この時間枠が今脅かされてきている。現状では、入口（入学時）、出口（卒業時）双方で問題を抱えており、4年間の教育期間を十分に活用できない、という厳しい状況にあることは、大学人が等しく実感しているところであろう。

まず入口の問題、つまり大学入学時について見てみると、大学入学者の問題がある。少子化と進学率の上昇による大学全入状況は、大学入学者全体の学力や意欲を低下させただけでなく、少子化は特に私立大学の経営を深刻化させ、学力考査を主体としないAO入試や推薦入試が盛んに行われるようになった。その結果、かつては、大学教育の前提となっていた学力や素養を、大学入学後の学生に対して大学自らが教育することを余儀なくされることとなった。AO入試や推薦入試合格者に対して課題を与え添削するなど、入学前教育を行う大学が多くなったが、それだけではなく、相当数の私立大学で、入学後にリメディアル教育や初年次教育が行われている。すでに紹介した連合会の平成19年度調査では、回答のあった大学のうち、約67%が何らかの形でリメディアル教育を実施しており、約86%が初年次教育を実施している。リメディアル教育はまさに高校の学習科目の復習を主とするものであり、初年次教育は、大学の学習に必要な学習の動機付けや、ノートの取り方、口頭発表やレポートの書き方を教えるものだが、内容的には大学教育以前になされるべきものであることは言うまでもない。このようにして大学教育の闘は年ごとに低くなり、大学本来の教育期間は少なくとも半年は短くなったと考えられる。大学全入、すなわち高等教育へのユニバーサル・アクセスはわが国全体にとって必要なことであるが、わが国の教育体系全般を通して、まだその準備が整っていないというのが、問題なのである。

これ以上に深刻なのは、出口、つまり卒業に至る就職活動に関わる問題である。就職協定が廃止されて久しい。昭和27(1952)年に成立した就職協定は昭和37(1962)年に企業側から廃止通告され、昭和47(1972)年に復活して大学4年生に対して5月1日求人開始、7月1日採用選考開始が定められたが、平成8(1996)年、再び企業側の申し出によって廃止された。現在は、3年次の後期から就職活動が始まり、長引く不況とも相俟って就職活動は4年次を通して長期化している。つまり、卒業までの1年半近くが就職活動のために割かれており、大学教員は、櫛の歯がボロボロと抜けていくようなクラスを教えることを余儀なくされているのである。

このような状況を考えると、大学はその教育期間の約半分を入口と出口の接続のために奪われ、落ち着いて教育できる期間は短期大学並みの2年間になってしまっている、と考えなければならない。これでは、いかに立派なディプロマ・ポリシーを作ったとしても実行は覚束ないのではないかと危惧される。実際にそのような状況が各大学で生じているのが実情であり、この状況が今後も続くなれば、ディプロマ・ポリシーの公開は、かえって大学の教育に不信感を抱かせる原因ともなりかねない。大学は、これまで、大学内部の教育改革やFDに力を注いできたが、それでは教育の質保証あるいは質向上を完全に成し遂げることはできない。大学教育改革の要として、入口と出口に対して接続の仕組みの改善を要求すべき時に来ていると言わざるをえないのである。

2. 高等学校との接続の改善

高等学校の生徒の学力並びに学習意欲の低下には、長年、少数科目入試を続けてきただけでなく、近年の少子化を生き延びるために、AO入試や推薦入試など学力考査を主体としない入試を行ってきた私立大学の責任もあることを、われわれ私大関係者はまず自覚しなければならないだろう。それとともに、1970年代から学習内容の縮減を続けてきた国の責任も問わなければならない。しかし、ここで考えるべきは、今後の問題であり、その解決策である。ディプロマ・ポリシーを実現するためには、それにふさわしいカリキュラムの構築が必要であるとともに、そのような教育を受けるに足る学生を入学させるという、アドミッション・ポリシーが堅持されなければならない。平成20(2008)年度より、文部科学省の委託授業として、「高大接続テスト(仮称)」の実現に向けて検討が行われているが、高校・大学・国が連携して、このような大学入学者の学力を把握する仕組みを作りあげることが効果的であると思われる。また、これを契機として、高校生の、また広く初等中等教育を通して、児童・生徒の勉学意欲を高めていく社会環境を作ることが望まれるのである。

さらに言えば、現在高等学校では、多様性を尊重した大幅な選択履修が行われているが、高等教育へのユニバーサル・アクセスに対応した共通の基礎教育を必修として確立することが望まれるし、専門高等学校や専門学科からの大学進学率の上昇に鑑み、同じ共通基礎教育を専門高等学校・学科にも課すことも有益であろう。また、高等学校進学率は100%に近く、後期中等教育が準義務的な国民教育の場となっているのが現状だが、一定の修業年限を経ることで卒業ができる履修重視主義を改め、修得主義に転じて、高等学校卒業生の質保証を図ることも必要である。このような改革は国が主導することによってしか実現できない。国にあっては、高等学校と大学の関係者から十分な意見聴取を行い、全般的な教育改革に着手されることを望みたい。それなくしては、高等教育へのユニバーサル・アクセスは、根底から意味を失うことになりかねない。

3. 社会との接続の改善

日本経済団体連合会は、平成21(2009)年4月「競争力人材の育成と確保に向けて」というレポートを発表し、わが国の厳しい経済状況を打開するために、国内人材とともに多文化共生社会の実現による国外人材の活用が大切であるという意見を表明した。特に、国内人材に関しては、「とりわけ大学進学率が50%を超えている現在、人材育成において、大学等の高等教育機関の果たす役割は極めて大きい」(2頁)として、大学に対しては、教養教育の充実、実践教育の充実と産学連携の強化、キャリア教育の充実、学生の質の担保と優れた取り組みの大学を評価するための受益者評価の導入、大学の機能の多様化を提言している(2-4頁)。の受益者評価とは、卒業生や卒業生の就職先が大学を評価することである。

また、平成21(2009)年2月に経済同友会が行った提言「18歳までに社会人としての基礎を学ぶ 大切な将来世代の育成に向けて 中等教育、大学への期待と企業がなすべきこと」では、少子化と進学率上昇の中で、「大学入学試験や大学のあり方が変化し学力を担保することが困難になった」(概要)ことを前提とし、中等教育までに学ぶべきことと、大学の役割について次のことが必要だとしている。

自立した社会人になるために高等学校卒業までに必要な要素 (7頁)

- (1) 基礎・基本的知識の習得(多くの事を学ぶ)
- (2) 多様性、異文化の理解(異質なもの、他人を認める)
- (3) 自分が生まれ育った日本の理解
- (4) 疑問をもち、学び、前進する意欲<自立>
- (5) 思考、表現、決断、実行、責任
- (6) 善悪の判断、忍耐、礼儀など社会性の涵養

大学への期待 (12頁)

1. 大学の存在意義と役割の明確化・・・「教養教育中心型」「教養教育に加えて専門領域の高度な水準を目指す研究型」かのいずれかに、大学自ら役割を定め存在価値を高める。
2. 大学入学試験に関して・・・大学は求める学生像を明確にし、ポリシーに合った入学試験と選抜を行う。そのため推薦・AO入試等、見直す点は多い。
3. 明確なビジョンに基づいたカリキュラムの作成・・・ゼミナール形式の授業や卒業論文の必須化は高等教育の存在意義の大きな要素である。
4. 学生の質の保証・・・卒業資格の厳格化により、大学卒業時の実力を高められ、学生の意欲の向上に繋がる。

大学の教育体制に関する最も手厳しい批判は、関西経済同友会が平成21(2009)年7月に発表した「提言：社会が求める大学の人材輩出戦略～まずは学部教授会の改革から～」が行っている。関西経済同友会は、多くの大学が具体的なディプロマ・ポリシーをHP上で提示していないことに不信

感をみせており、旧態依然とした学部教授会が教育への意識改革を妨げているとして、次の4つの提言を行っている（15-16頁）。

提言1 教育中心の大学に！ 「大学は教育機関としての使命を全うすべき」

提言2 大学はミッションを明確に！ 「各大学・学部は、それぞれの個性にあった特色ある教育を行うべき」

提言3 まずは学部教授会の見直しから！ 「リーダーシップと責任の所在を明確にした組織に改革すべき」

提言4 情報開示の徹底を！ 「大学は改革の達成状況を広く社会に開示し、その評価を通じて改革を促進すべき」

これら、出口において大学と直結する経済界からの批判や提言の中には大学が反省すべき点も多いが、企業や社会が、上記のような大学教育の充実を望むとすれば、企業等の影響のもとに、今大学教育がどのような状況に置かれているかを、自ら反省しつつ直視していただくことを、われわれ大学人としては望みたい。すなわち、諸企業は、3年次生に対して新卒採用活動を行うという、いわば「集团的青田買い」を行い、また、現下の不況において、自社の業績推移と見比べながら小出しに採用枠を提示するところも多く、大学生の就職活動は、早期化・長期化を余儀なくされている。このため、とりわけ3年次後期からは、十分な大学教育を行い難い状況になっていることは、すでに述べたとおりである。わが国の経済界が、大学教育の健全化・活性化ならびに卒業生の質の確保を望むのであれば、企業論理のみを前面に押し出した、現在の無軌道な採用活動を慎み、大学の教育期間を保証すべきであろう。

この点については、これまでも、連合会は、国立大学協会、公立大学協会との連携をはじめ、採用活動早期化是正の要請を行ってきた。文部科学省では、これに短大、高専団体を加えて「文部科学省就職問題懇談会」を開催し、さらに日本経済団体連合会を加えた「就職採用情報交換連絡会議」ももたれて、話し合いが行われてきた。日本経済団体連合会は、「大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の採用選考に関する企業の倫理憲章」を定めて、「採用選考活動にあたっては、正常な学校教育と学習環境の確保に協力し、大学等の学事日程を尊重する」とし、「卒業・修了学年の学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、選考活動の早期開始は自粛する。まして卒業・修了学年に達しない学生に対して、面接など実質的な選考活動を行うことは厳に慎む」（平成21〔2009〕年10月20日）としながらも、事態は改善されるどころか、悪化する一途である。

新規大学卒業予定者の採用という局面において、卒業論文のテーマ策定もできていない人文・社会科学系学生や卒業研究室の配属すら決まっていない理工系学生に対して、企業側はどのような視点で採用を捉えているのか疑問である。企業・経済界は大学教育に対してさまざまな注文をつきつけながら、結果として大学教育を無視しているという矛盾が感じられる。大学生に対して十分に学習し人格の陶冶を図る時間を取り戻さなければ、大学教育そのものが崩壊の危機にさらされ、次代の日本社会を担う広い視野と柔軟な思考力を持った人材育成を果たすことができない。このような営みの積み重ねは、将来において国力を損なう残念な結果をもたらすことに繋がることを企業・経済界は真摯に考慮すべきである。

大学側としては、例えば採用活動及び採用試験は大学が夏季休業に入る8月ごろから秋にかけて集中的に行うようなスケジュール構築を図ることができれば、現状よりは学生の学習時間も保障され学事への影響もかなり抑えることが期待できる。なお、その実現のためには、現行の倫理憲章等の大幅な見直しや就職協定の再復活なども視野に入れて検討が図られることが喫緊の課題であり、国の積極的な指導が必要不可欠であろう。できるだけ早期に、実質的な話し合いが進められることを期待したい。

第4章 まとめ

- (1) 大学教育の改善は、大学自らが行うべきことは当然である。そのためには、まずディプロマ・ポリシーを明確に定めて公表し、それに沿ってカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーも策定して、その大学が育成・輩出を意図する人材像と大学の教育責任を明瞭かつ具体的に宣言しなければならない。
- (2) その際、高等教育へのユニバーサル・アクセスを達成するにあたって、大部分の私立大学は、各界における健全な分厚い中堅層を教育し輩出するという、国や国際社会において不可欠な役割をもっていることを自覚し、それを明示しうるディプロマ・ポリシーを確立することが必要となろう。
- (3) 大学の教育は社会と隔絶して行われているのではない。大学が社会と接続する入口と出口双方の接続先に対して、協力を要請し、大学4年間の教育・学修時間を確保しなければ、大学改革は成就しない。その1つが、大学に入学者を供給する高等学校を代表とする初等中等教育機関であり、もう1つが、大学が人材を供給する、企業・経済界等、社会そのものである。
- (4) 高等学校と高等学校教育を管轄する国に対しては、大学関係者とも協議の上、大学入学前に大学教育を受けるに足る基礎教育を十分行える高校教育体制を構築すること、また、「高大接続テスト(仮称)」として協議されているような、大学入学時に入学者の基礎学力を確認できるシステムの構築を可及的速やかに実施して戴くことを要請したい。
- (5) 企業・経済界に対しては、質の高い大学卒業生を輩出することは大学教育の責務であり、また企業等やわが国そのものにとって有益であることは疑いえないところなので、早期採用活動を厳に自粛し、国や大学と協調して、倫理憲章等の大幅な見直しや就職協定の再復活についても視野に入れた抜本的な改善を要請したい。
- (6) 初等中等教育機関、大学をはじめとする高等教育機関、企業・社会の十全たる連携のもとに日本の教育・人材育成は再構築されなければならない。そのためには、種々の教育制度を全般的な視野で見直し、国際標準に対して遜色ない教育構造を作りあげる国の役割は甚大であり、国公私立の大学はそれぞれの特性を認め合うとともに、協力して教育改革にあたる必要があると言える。各界の協力を通して、迅速に日本の教育構造を再構築することが今まさに望まれているのである。

教育研究委員会委員名簿

担当理事 石澤良昭
(上智学院 大学長)

委員長	松本亮三	東海	付属図書館長、文学部教授
委員	安村仁志	中京	国際教養学部教授
	圓月勝博	同志社	教務部長、文学部教授
	川上忠重	法政	理工学部教授
	藤村正之	上智	学事センター長、総合人間科学部教授
	伊藤光	明治	副学長(教務担当)兼 教務部長、理工学部教授
	天野史郎	明治学院	国際学部教授
	大枝一男	日本女子	理学部教授
	石井秀則	立命館	教学部長、総合理工学院教授
	高田祥三	早稲田	入学センター長、理工学術院教授

(平成22年3月現在)

社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覽

(大学名ABC順)

(122大学 2010年3月現在)

愛知大学	関西大学	武蔵大学	白百合女子大学
亜細亜大学	関西医科大学	武蔵野美術大学	園田学園女子大学
青山学院大学	関西学院大学	名古屋学院大学	創価大学
跡見学園女子大学	関東学園大学	南山大学	大正大学
梅花女子大学	関東学院大学	日本大学	拓殖大学
文教大学	活水女子大学	日本女子大学	天理大学
中京大学	慶應義塾大学	ノートルダム清心女子大学	東邦大学
中央大学	恵泉女学園大学	大阪学院大学	東北学院大学
獨協大学	敬和学園大学	大阪医科大学	東北公益文科大学
獨協医科大学	神戸女学院大学	大阪女学院大学	東海大学
同志社大学	神戸海星女子学院大学	追手門学院大学	常磐大学
同志社女子大学	國學院大学	大谷大学	東京医科大学
フェリス女学院大学	国際大学	立教大学	東京医療保健大学
福岡大学	国際武道大学	立正大学	東京情報大学
福岡女学院大学	国際基督教大学	立命館大学	東京女子大学
福岡女学院看護大学	駒澤大学	立命館アジア太平洋大学	東京女子医科大学
学習院大学	皇學館大学	龍谷大学	東京経済大学
学習院女子大学	甲南大学	流通科学大学	東京農業大学
白鷗大学	高野山大学	流通経済大学	東京歯科大学
姫路獨協大学	久留米大学	西武文理大学	苫小牧駒澤大学
広島女学院大学	共立女子大学	聖学院大学	東洋大学
広島修道大学	京都産業大学	成城大学	東洋英和女学院大学
法政大学	京都精華大学	聖カトリック大学	東洋学園大学
兵庫医科大学	京都橘大学	成蹊大学	豊田工業大学
兵庫医療大学	松山大学	西南学院大学	津田塾大学
石巻専修大学	松山東雲女子大学	清泉女子大学	早稲田大学
実践女子大学	明治大学	聖心女子大学	山梨英和大学
上智大学	明治学院大学	聖トマス大学	四日市大学
城西大学	三重中京大学	仙台白百合女子大学	四日市看護医療大学
城西国際大学	宮城学院女子大学	専修大学	
順天堂大学	桃山学院大学	芝浦工業大学	

平成21年度教育研究委員会報告書
学士課程教育の質向上と接続の改善
高校と社会との円滑な接続を通して目指す学士課程教育の充実

平成22年3月 発行

発行者 教育研究委員会
担当理事 石澤良昭
委員長 松本亮三

発行所 社団法人日本私立大学連盟
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館
電話 03-3262-3603 FAX 03-3262-3604

印刷所 株式会社双葉レイアウト
〒106-0041 東京都港区麻布台2-2-12 三貴ビル
電話 03-3586-9422 FAX 03-3584-3798

© The Japan Association of Private Universities and Colleges, 2010

*無断転載を禁じます。



日本私立大学連盟